

## 当社取締役会の特別調査委員会 株主とみられる方からの申し立て内容に関する調査を完了

本日、当社の取締役会の独立役員で構成される特別調査委員会（以下「特別調査委員会」）が、当社代表取締役副社長であるニケシュ・アローラに関する株主とみられる方からの申し立てについて、要請に基づき調査を行い完了しましたのでお知らせします。特別調査委員会は、当社の在任期間におけるニケシュ・アローラの行為に関わる本申し立て内容について、評価するに値しないとの結論に至りました。本申し立ては、当社と米国スプリント・コーポレーションの特定株主の利益を代表していると自称している米国の法律事務所からの複数の書簡で提示されたものです。

特別調査委員会は、今年2月に組成され、独立した法律顧問としてシャーマン アンド スターリング法律事務所とアンダーソン・毛利・友常法律事務所の協力を得て、調査を実施しました。

- SoftBank およびソフトバンクの名称、ロゴは、日本国およびその他の国におけるソフトバンクグループ株式会社の登録商標または商標です。
- その他、記載されている会社名および商品・サービス名は、各社の商標または登録商標です。